○ 2013（平25）6、19 成立

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案・概要

第一　趣旨（第一条関係）

この法律は、死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した者（以下「死刑再審無罪者」という。）については、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰への希望を持つことが著しく困難であるため国民年金の保険料の納付等の手続をとらなかったことがやむを得ないと認められることに鑑み、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二　国民年金の給付を行うための国民年金の保険料の納付の特例（第二条関係）

① 死刑再審無罪者は、死刑判決確定日から無罪判決確定日の前日までの期間における国民年金の保険料を、無罪判決確定日から起算して一年を経過する日までの間に一括して納付することができるものとする。

⇒本人が納付すれば、死刑再審無罪者に対し、当該期間を保険料納付済期間として計算された老齢基礎年金等が支給されることとなる。

第三　特別給付金の支給（第三条関係）

第二により保険料が納付された場合には、国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となった者に対し、当該者の請求により、当該者に係る保険料が納付されたものとみなして支給されるべき老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給する。

第四　譲渡等の禁止等（第四条関係）

第三の特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができず、租税その他の公課は、第三の特別給付金を標準として、課することができない。

第五　情報の提供（第五条関係）

厚生労働大臣及び日本年金機構並びに法務大臣は、法務省令・厚生労働省令で定めるところにより、第二の保険料の納付及び第三の特別給付金の支給に関し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

第六　施行期日等

一　施行期日（附則第一条関係）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二　経過措置（附則第二条関係）

第二から第五までは、この法律の施行日前に死刑再審無罪者となった者についても適用する。

三　矯正施設に収容中の者に対する国民年金の保険料の納付等の手続に関する指導（附則第三条関係）

政府は、矯正施設に収容中の者に対し、国民年金の保険料の免除の申請その他の国民年金の保険料の納付等の手続に関し、必要な指導を行うものとする。

参考　○民主党時代の案（成立せず）

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案・概要

第一　趣旨（第一条関係）

この法律は、死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した者（以下「死刑再審無罪者」という。）については、死刑の判決が確定した後に国民年金の保険料の納付等の手続をとらなかったことがやむを得ないと認められることにかんがみ、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二　国民年金の給付を行うための国民年金の保険料の納付の特例（第二条関係）

国は、死刑再審無罪者について、死刑判決確定日から無罪判決確定日の前日までの期間における国民年金の保険料に相当する費用を負担し、当該死刑再審無罪者に代わって保険料を納付するものとする。

⇒その結果、死刑再審無罪者に対し、当該期間を保険料納付済期間として計算された老齢基礎年金等が支給されることとなる。

第三　特別給付金の支給（第三条関係）

国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となった者に対し、当該者の請求により、当該者に係る保険料が納付されたものとみなして支給されるべき老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給する。

第四　譲渡等の禁止等（第四条関係）

第三の特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができず、租税その他の公課は、第二による経済的利益及び第三の特別給付金を標準として、課することができない。

第五　情報の提供（第五条関係）

厚生労働大臣及び日本年金機構並びに法務大臣は、法務省令・厚生労働省令で定めるところにより、第二の保険料の納付及び第三の特別給付金の支給に関し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

第六　施行期日等

一　施行期日（附則第一条関係）

この法律は、〇〇から施行する。

二　経過措置（附則第二条関係）

第二から第五までは、この法律の施行日前に死刑再審無罪者となった者についても適用する。